

参议院地方・消費者問題に関する特別委員会会議録第十一号

平成二十八年五月二十日(金曜日) 午前十時五十一分開会

委員の異動

五月十八日

新妻 秀規君

補欠選任 河野 義博君

五月十九日

辞任

太田 房江君 島村 大君 藤川 政人君 森 まさこ君 林 久美子君

補欠選任 山下 雄平君 二之湯武史君 高野光二郎君 舞立 昇治君 藤末 健三君

出席者は左のとおり。

委員長 熊谷 大君

理事 島田 三郎君 滝沢 求君 三木 亨君 森本 真治君 安井美沙子君 佐々木さやか君

委員 青木 一彦君 尾辻 秀久君 高野光二郎君 中川 雅治君 二之湯武史君 野村 哲郎君 舞立 昇治君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 修路君

金子 洋一君

小西 洋之君

齋藤 嘉隆君

寺田 典城君

難波 獎二君

藤末 健三君

河野 義博君

横山 信一君

大門実紀史君

和田 政宗君

荒井 広幸君

平野 達男君

河野 太郎君

酒井 庸行君

藤田 昌三君

小野 哲君

新井 毅君

黒木 理恵君

川口 康裕君

井内 正敏君

案(内閣提出、衆議院送付)

○消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(熊谷大君) ただいまから地方・消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、新妻秀規君、林久美子君、島村大君、藤川政人君、森まさこ君及び太田房江君が委員を辞任され、その補欠として河野義博君、藤末健三君、二之湯武史君、高野光二郎君、舞立昇治君及び山下雄平君が選任されました。

○委員長(熊谷大君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案及び消費者契約法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、消費者庁次長川口康裕君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(熊谷大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(熊谷大君) 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案及び消費者契約法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三木亨君 おはようございます。

先日、モンゴルに行かせていただいたいたんですが、お茶を買ってきて、そのお茶を昨日飲んだところ、ちょっと今朝おなかの具合が悪いので、余り声が入らないので聞き苦しいところがあ

るかもしれませんが、よく考えると一部の方々にお渡ししたので、飲むときは気を付けていただきたいと思えます。

それでは、質問をさせていただきます。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案及び消費者契約法の一部を改正する法律案についてということが議題でございます。改正法に限らず、法というものは周知を図ることが非常に重要でございますし、また、その方法は一応、官報によつてというのが一般的な手法でございます。ただ、政府としても、努力してこれを一般国民あるいは関係者の方々に知っていただくということが非常に重要だと思えます。そういった観点から、まず最初に、この改正案に係る周知方法についてお伺いしたいと思います。

今回、特定商取引法と消費者契約法という消費者保護には欠かせない重要な二つの法律が同時に改正されることとなります。特定商取引法改正案においては、悪質事業者への対応として、業務禁止命令制度の創設や、ウェブサイトのみの取引をしているような所在不明の怪しげな違反事業者に対する公示送達制度が設けられることとなります。また、消費者契約法改正案においても過量な内容の契約の取消しを新たに盛り込むなど、改正内容は多岐にわたっておりまして、新たな制度の施行に当たっては、事業者あるいは消費生活相談の現場などに対して十分な周知、説明を行うことが、これが非常に大切なことだと思っております。

制度の運用に当たっては、消費者の利益の保護は当然のことながら、事業者に対しても、不一致とならないようにきちんと業務実態に即した説明やガイドラインを作成するなど、健全な事業活動に対して過度な負担とならないよう、事業者に対するそういった配慮というものも必要だと思

本日の会議に付した案件  
○政府参考人の出席要求に関する件  
○特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

うに思っております。

また、既存の制度についても、今回の改正を機に、消費者、事業者、消費生活相談員などに改めて周知徹底を行いまして両法律案を実効性あるものにしていただきたいというふうに思いますけれども、これについて政府の見解をお願いしたいと思います。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。

御指摘のように、改正法案が成立した場合にはその内容の周知を丁寧に行うことが重要であると考えております。具体的方策といたしましては、改正法案の内容を分かりやすく紹介するパンフレット等を作成するとともに、説明会の開催等を通じまして、消費者や事業者などの方々に対し幅広く周知を行っていくこととしております。また、その際には、委員の御指摘も踏まえ、改正法案の内容のみならず、現行法の概要も含めまして制度の全体像が分かるような形で進めてまいりたいと考えております。

○三木亨君 ありがとうございます。

法文自体というものはやっぱり一般の国民の方にはなじまないんですけど、内容としては非常に生活に関わることで、自分たちの生活、消費行動というものがどうなるのか、その結果がどうなるのかということとは非常に皆さん関心あると思います。そのうち、例えば朝の主婦の方がよく見られているワイドショーとかそういうので特集をされるんじゃないかと思えますけれども、そういった機会もうまく利用しながら周知徹底を図っていただきたいというふうに考えております。

二つ目として、業務禁止命令制度の創設、これについてお伺いしたいと思います。

今回の改正で、従来の業務停止命令制度に加えまして新たに業務禁止命令制度が設けられることとなっております。これは、業務停止命令を受けた法人の取締役やこれと同等の支配力を有していると認められる者に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人をつくって継続することを禁止する

ものでございます。

この停止の範囲内の業務について、一つ事例に即してお伺いしたいと思います。

例えば、同じ手口で異なる商品を取り扱った場合、つまり訪問販売などでよくあります浄水器を売っているような事業者が停止命令を受けた場合に、今度は訪問販売で布団を売ることまで禁止をこの法によってできるのかということ。あるいは、逆の、逆というか違うケースで考えますと、異なる手口で同じ商品を取り扱った場合、つまり、訪問販売で浄水器を売っていた事業者が停止命令を受けた場合に、今度は訪問販売じゃなくて電話勧誘販売で浄水器を売ること、これを禁止できるのかどうかということ。

このような禁止ができないとなると、悪い人は、悪い人というか悪徳業者というものは非常に知恵が働きますので、あの手この手といういろいろと手を考えまして、言わば規制の隙間というものを縫って自分たちの利益を上げようというふうを狙ってくると思います。こういったことの防止ということも非常に大切なことだと思えますけれども、政府としての見解をお願いいたします。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。

現在の特定商取引法の執行において、業務停止命令を受けた法人の役員等が業務停止命令後に別の法人を立ち上げる等によって業務停止命令を潜脱し、同種の業務を行う事例が問題となっております。このため、今回の特定商取引法改正法案におきましては、業務停止命令の潜脱の防止を図るため、法人が業務停止命令を受ける際に、その役員等に対して、法人に停止を命ずる範囲の業務に関して新たに法人を立ち上げる等を禁止するという業務禁止命令の制度を創設することとしたところでございます。

このように、業務禁止命令で禁止される業務の範囲は、業務停止命令で停止を命ぜられる業務の範囲と一致することになります。どの範囲の業務について業務停止を命ずるかは個別の事案ごとに

処分庁が判断することになるものの、仮に訪問販売における業務停止命令におきまして、取り扱う商材を限定することなく訪問販売に関する業務の一切の停止を命じた場合には、業務禁止命令を受けた役員等が異なる商材を用いて訪問販売を開始することも業務禁止命令に違反することになります。

そのため、御指摘の事案の中で申し上げますと、例えば浄水器の訪問販売を行っていた事業者の役員等に商材を限定せずに訪問販売に関する業務の一切の禁止を命じたような場合であれば、その者が布団の訪問販売を開始することは業務禁止命令違反になります。

他方、特定商取引法の業務停止命令は取引類型ごとに規定されているものでございまして、業務停止命令の効力も当該取引類型に関する業務に限定されております。同様に、業務禁止命令におきましても、異なる取引類型における業務を行うことまで禁止されているものではございません。

御指摘の事例であれば、浄水器の訪問販売で業務禁止命令を受けた者が浄水器の電話勧誘販売を行うことは業務禁止命令には違反にならないこととなります。ただ、仮に、業務の停止を命ぜられる事業者が、業務停止命令時におきまして、他の取引類型においても特定商取引法違反となる行為を行っているのであれば、当該他の取引類型の業務についても停止を命ずることが可能でございまして、業務禁止命令を行うことも可能であるというふうに考えております。

○三木亨君 ありがとうございます。

本当に、世の中にはこんなところまで知恵を働かせるのかというような人がたくさんおりますし、そういった業者もたくさんおります。

今回の法改正によって、ある程度、一定のそういった業者に対してストップ掛かるというのは非常に喜ばしいことだと思いますけれども、ただ、なお、それでも手を替え品を替え、また場合によっては物を替え人を替えやってくる。幾らやっても根絶やしにならないというのも、こういった

業者のたちの悪いところというか、そういうところがございますので、この法律改正後も本当にしっかりと目を光らせて、同一性というものをしっかりと見極めて繩を掛けるというか、法律の網を漏らさず掛けていっていただきたいなというふうに思います。

次に、取消し権の行使期間の伸長についてお伺いします。

取消し権の行使期間、今回の改正で、消費者契約法の規定による取消し権は、これまで追認することができるときから六か月行わないときは時効に掛かって消滅するというふうになっておりましたけれども、その時効消滅までの期間が一年間に伸長することというふうになっております。

これは、不当な勧誘を受けて契約を締結した消費者がどこに相談してよいか分からないとか、あるいは、その商品を買った事業者がちょっと柄の悪いところで、怖くてもうこれ以上関わりたくないな、どうしようかなと思つて迷っているうちに六か月たつちやつてもう取消しできなくなつちやつたというふうな、こういった被害事案に対応するためというふうに向つております。

そこで、この一年間という期間の根拠について、例えばは現行の制度の下で、取消し権の消滅した六か月後から一年が経過するまでの間に相談した消費者が何人ぐらいいて、期間を一年に延ばすことでどれだけの消費者が救済される可能性があるのかというような、こういった、統計資料にもお答えいただきたいと思いますけれども、具体的なこの一年間という数字の根拠ですね、これをお伺いしたいと思います。

そしてまた、あわせて、期間を伸長することも大切ですが、先ほど事例として申し上げた、事業者の人がちょっと柄が悪くてこれ以上関わりたくないという消費者は、期間をたとえ六か月延ばしたところで、相談に来ること自体をちゅうちよざれているんですから根本的な解決には至らないというふうにご考慮いただけますけれども、その対策



行政の機能が劣ってしまったとかいうことがあつてはならないことでありまして、また、特定の利益の誘導の形でどこかにそういった省庁が移転されるというものも望ましくない形であると思ひますので、しっかりと検証を行わなければならぬ。

しかも、机上の理論だけでなく実際にやっばり行う、実際にそこでやってみたらどうなるのかということをやることが非常に大事だと思ひます。生の情報、つまり自分が行ってこうだったんだなというふうを感じる情報、そして肌感覚といったもの、便利であるか不便であるかというもの、時間ではつきり出てくるものではありますけれども、感覚というものもございまして、そういった実証実験というものは非常に私は重要だと思ひます。

今回の消費者庁の移転に関して様々な実証実験を今行つていただいておりますけれども、その意義について大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河野太郎君) 三月二十二日に決定されました政府関係機関移転基本方針では、徳島県提案の消費者庁につきましては、施策、事業の執行に関する業務について、現在進められているICTの活用等による試行などを行い、移転に向けて八月末までに結論を得ることを目指すというふうにかかれております。

消費者庁では、三月に徳島県で試行を行いました。それが踏まえて、七月には第二弾として、もう少し規模の大きい長めの試行を実施する予定でございまして。今、その期間、業務などについては詰めているところでございまして、今お話がありましたように、徳島県からのこの御提案、ただ頭の中で考えて結論を出すだけでなく、実際に現地で業務を行つてみた上で、消費者庁に期待されている役割が果たせるかどうかといった観点から検討していくことが重要であると考えておりますので、しっかりとテストをしてまいりたいと思ひしております。

○三木亨君 ありがとうございます。しっかりと

した実験をしていただいて、適切な判断をしていただきたいと思ひます。

その際に、今日ちょっとお願いしたいことは、やはり実証実験するにしても予断のない、偏らない、フラットな立場で公平公正に行うこと、これは絶対に重要だと思ひます。河野大臣は常々、本気で移すつもりでやるんだという、これは意気込みというか、やっばり本気で移すつもりの実験をやつていただかないといけないので、これは予断に入らないと思ひますけれども、そういった気持ちで臨んでいただくにしても、移す移さないというのは、私は結果はどちらでも、どちらでもというか、それはあるべき方に行くと思ひますのでそれは結構だと思ひますが、とにかくしっかりとした実験をしていただきたいというのが私の今日のお願ひでございまして。

先日この委員会でも議論になりました、国民生活センターのセミナー、五月九日から十一日まで行われましたこの研修について、知事さんの方から各県にお知らせを送られたということで、これは参加人数の上乗せを四つでこれ実績にするんじゃないかという議論がありました。

私は、これはちよつと自分の考えとしては違ふと思ひます。知事さん自体任期長いので、もしこれ実績に載せようと思つたら、あんな公の文書じゃなくて、こちよこちよと各県の知り合いの知事さんなり、あるいは総務省で役人さんもされてしまったので各地域にお知り合いいらつしやいますから、そつちの方にごそつと電話を掛けてそつちから人数出してくれというふうには頼めばいいはずですけれども、しっかりと文書にして外に残るように出したというところは、そういうこそくなくとは恐らく考えていないと思ひますし、確かに大切なデータの一つではありますけれども、参加人数はそれほど、この移転をどうこうと左右するほどのまさに重要な根幹のデータとまではいかないんじゃないかというふうと思ひております。

ただ、知事さんの思いとしては、これは参加いただかなくては実験にならないので、実際に徳島

に来てもらった感覚がどうなのか、数々のやはりいろんな評価をいただきました、良かったという点もあれば、悪かったという点も実際ございまして、ただこれでも、まず来ない点と分らない。来ていただくことによつて感じることを、これを評価していただきたいというのが我々の考えだと思ひます。

確かに徳島は、特に東日本からしたら遠いですが。東日本の方は余り参加されなかつたです。東北地方から来ると、東京に来るよりも三、四時間、片道で十分に掛かると。こう私が言うとも誰も疑問に思わないんですが、よくよく考えますと、東京や羽田から今の国民生活センター、淵野辺行くと、一時間で、徳島空港から鳴門の、生活センターを移そうかなと言つている合同庁舎までは大体二十分ぐらいですので、トランジットの時間もありますので、それは一時間かそこら変わつてきますけれども、それほど実は三、四時間も片道は掛からないんですね。こういうことも来ていたのだら分ることだと思ひます。

ただ、評価の中で、やっばり田舎ですから交通の便は悪い。鳴門の駅からバスが出ていないとか、あるいは近くに飲食店がないので昼飯が不便だとか、そういう話は出てきましたので、こういった点は実証実験の結果だと思ひます。とにかく来ていただいてこそその実験だと思ひますし、来ていただかなかつたのは、逆に予断を持って、徳島なんか遠いところへ行けるかという感じで、用事があつたら別ですけれども、遠いからといって来ていただかなかつた人というのとは、逆に予断を持たれていた方々じゃないかなというふうと思ひます。

もう一点、しっかりとした実験をしていただきたいというのは、地域の人、特に田舎の人というのは、うちの田舎なんかもう大したことないから、結局うちの地方なんかは国相手してくれぬのやというふうな考えがございまして。私、徳島の地方の方に行くと、おつちゃんたちが、消費者庁なんか絶対けんやんやろう、徳島なんかに言う方

も結構いらつしやいます。田舎の人というのは自分の地域を結構卑下するところがございまして、最近の地方の創生教育によつて大分若い人たちは改善されたところはありますけれども、根底にはやっばりうちの地域なんかという自信を失いつけている部分があると思ひます。

今回の実証実験でしっかりとした実証実験をしていただいて、この部分は良かったけれども、この部分が駄目だったから徳島にはやっばり消費者庁は移転できないねという話であれば、ああそれは仕方がないなというふうになつてくるんですが、訳の分からないうちにこれ実証実験終わつてしまつて、やっばり徳島は駄目だねと言われると、ああやっばり徳島は駄目なんだと、うちの地方の人たちは本当に自信を失つてしまつては地域に活力というものが失われてしまつてしまつてしまつて、ですから、しっかりとしたフラットな立場での公正公平な実証実験を行つていただきたいと思ひます。

この点について大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(河野太郎君) 決してアリのバイブルのためにテストをやつてもいいと思ひます。やっばり駄目だったねなという結論ありきの試験にするつもりも全くございせん。これは、しっかりとしたテストをやつて、ニュートラルな立場でそれを判断をして、やれるなら行くし、駄目ならどうするかを考えるし、それでも駄目ならまた別なことを考えなければいかぬということになるんだらうというふうと思ひますので、そこはニュートラルな立場できちんと判断をしてまいりたいというふうと思ひております。

実験でございまして、参加をしてもらわなければ実験にならないということで、私もいろんなところへ実験に参加してくださいというお願いをしましたし、知事もそうしただけをされたというふう聞いております。七月の実験、消費者庁も人を送りますし、研修も今やつております。あるいは、商品テストということもスタートいた

しますし、消費者委員会はICTを使った会議の検証というのをやっておりますので、そうしたものの結果を出した上でしっかりと判断をしていきたいと思っております。

○委員長 熊谷大君 三木君、時間が来ております。

○三木君 はい。

今言ったことでございますので、前に森本筆頭の方から、徳島に一度消費者特に行きたいと言っていたときには本當にうれしかったです。是非とも実現できるようにお願いいたします。

今日はありがとうございます。

○安井美沙子君 民進党・新緑風会の安井美沙子でございます。

私も、引き続きまして消費者庁等の徳島移転について伺います。

私は、この件が大きく報道された三月に予算委員会会で河野大臣に既に質問をさせていただきましたけれども、その後、衆参の多くの議員が質問してまいりました。それだけ世論の関心が高いということだと思っております。今日を逃しますと、八月末の判断までに国会審議の機会があるかどうか分らないということですので、法案については森本理事にお任せしまして、私はこの問題に集中して質問させていただくことにいたします。

消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転については、徳島関係者以外で積極的なのは河野大臣だけではないかという印象を持っています。多くの人が移転によって消費者庁等のあるべき機能が減退することを心配し、大反対をしているのに、なぜここまで突っ張るのか、本當に理解できません。

資料を提出させていただきました。

特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁、ここは早々と移転を断念し、地方拠点の体制整備という形に落ち着いております。ひとしく地方から提案を受けた七件がどういった正当な手続でこのように仕分をされたのか、参考人にお伺いをいたします。

○政府参考人(新井毅君) 政府関係機関移転の基  
本方針の決定までの経緯ということでございますので、少し事実に基づきまして正確に申し上げたいと思っております。

今般の政府関係機関移転の取組につきまして、東京一極集中を正すために、自らの地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指して、地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する、そういう地方創生の基本方針の通りまして、東京圏以外の道府県からの提案を受けまして、国と地方の双方にとってメリットがあるかどうかという観点から検討を行ってまいりました。

消費者庁を含みます中央省庁の地方移転に関しましては、昨年十二月に道府県、関係省庁の見解を整理した上で、今年一月には事務局、有識者合同で各道府県と関係省庁との意見交換を開催しました。その際には、消費者庁について、有識者から、様々な業務がある中で地域密着の業務もあり、業務の整理が必要である、あるいは、人材確保や地元受入れ体制が重要であって、徳島県はそのための関係機関の連携について具体的な中身の検討が必要といった御意見をいただきました。

さらに、今年の三月三日の第四回有識者会議におきまして、これまでの検討を踏まえまして、中央省庁の地方移転の基本的考え方について取りまとめました。

具体的には、道府県からの提案が、地元の官民の協力を得ながら、地方創生の観点から、仕事と人の好循環につながるか、全国を対象とした国の機関としての機能の維持向上が期待できるか、新たな国の財政負担、組織肥大化が抑制されたものになるかといった観点から検討を行うべきだが、特に中央省庁につきましては機能確保の観点が重要でありますので、まず、危機管理業務、外交関係業務及び国会対応業務については十分な配慮が必要である。一方で、地方を対象とする施策、事業の執行業務やそれに密接に關係します企画立案業務は現場に近いところで実施されることが効果

的、効率的との考え方を示していただきまして、これに基づき検討を進めるべきとの方針が示されました。

その後、この基本的考え方に基づきまして関係省庁との調整を進めまして、総理を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部におきまして、お示しの資料のとおり、三月二十二日に政府関係機関移転基本方針を決定いたしましたところであります。

消費者庁につきましては、施策、業務の執行業務については、固有の地方支分部局を有していることから、こうした執行業務及びこれと密接不可分の企画立案業務につきましては地方移転を検討することが適当である。一方で、徳島県への移転を進めるに当たりましては、なぜそこかについて他の地域の理解を得る必要があるとともに、必要となります専門的人材の確保が可能なといった点も含めまして、消費者行政全体の効率的な業務運営、国民に対する行政サービスの低下を招かないようにする必要がありと考えられますことか

ら、この点におきまして、消費者庁におきましては、既に三月には消費者庁長官が徳島県滞在を実施していたこと、また、その後もICT検証を行うということを示していただいておりますので……

○安井美沙子君 結構です。

○政府参考人(新井毅君) はい、このような結論になったということでございます。

○安井美沙子君 長い時間を使った割に、私への質問に対しては答えていただけていないんですよ。

その後とおっしゃったところに注目していただんです。その後というところが、内閣総理大臣をヘッドにした会議で決められた、その中身、その手続の正当さを確認しなかったんです。そして、消費者庁がなぜこういう方向になったかということではなくて、七つの仕分の仕方がどういう理由付けなのかということをお聞きしたかったんです。もう一度お願いします。

○政府参考人(新井毅君) 消費者庁につきまして

は、今も申し上げましたけれども……

○安井美沙子君 消費者庁じゃない。七つの仕分。

○政府参考人(新井毅君) 七つの仕分ですね。先ほど申しましたように、地方を対象とする施策、事業の執行業務やそれに密接に關係する企画立案業務は現場に近いところで実施されることが効果的、効率的という考え方に立ちまして、既に地方支分部局があるところ、あるいはそれに近いものにつきましては、この表でいいますと一番下の青の欄ということで整理しております。

それ以外につきましては、文化庁、消費者庁、総務省統計局はそれがありませんので、具体的に検討することになりました。文化庁につきましては、京都府の方からかなり具体的な提案、そして移転することについての理解もあるだろうということでも相当踏み込んだ内容にしております

が、消費者庁につきましては、今申し上げましたような懸念点もありましたので、今後、具体的な試行を行いながら結論を八月までに得ると、そういうことになりましたところでございます。

○安井美沙子君 それを聞きたかったんです。さっきの時間を返してください。

そもそも今回の中央省庁移転というのは、地方からの発意を重視するというところで手挙げ方式で始まりましたね。だけれども、この提案を受けた後に、国が公正中立でない理由でこれをこういふように仕分したら、結局、最初から国が決めたのと同じになっちゃうという私はイメージを持っています。

各省庁の仕事の本質や詳細な業務内容について知る由もない地方の提案を受けて検証を始めるということ自体、私はおかしいというふうに疑問を呈しましたけれども、その後のプロセスを見て、ますます納得がいかなくなりました。結局、その提案を受けた後のプロセスが不明瞭なんです。ですから、このプロセス自体、私は大きな問題があるということを再度指摘したいと思えます。例えば、大阪から提案のあった中小企業庁移転

の提案です、近畿経済産業局の機能強化という結論に向かっていますけれども、石破大臣、四月四日の決算委員会で、中小企業庁長官は国会答弁が多い、他省庁との連携もあるとして移転を断念した理由を説明していらっしやいました。それを言うならば、全省庁に対する消費者行政の司令塔であり、事故があれば緊急に担当官庁や官邸と連携しなければ仕事ができない消費者庁は、それ以上に移転ができないという判断になぜならぬのか不思議でなりません。もし、担当大臣の意欲や当該自治体の政治力によってこういうことが決まっていくなれば、恣意的で大問題だと思えます。

消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの移転について、大臣は一貫してニュートラルな立場であると主張されていますが、一方で前のめりな発言が目立っています。

資料の裏を御覧ください。幾つかこれまでの答弁を引用させていただきますけれども、この中でも特に私がびっくりしたのは、最後です、課題がきちんとクリアできるといことを確認できれば移転してまいりたいと思っています、できると思っているからやるわけでございますというふうにおっしゃっていますよね。それから、一番最初、さつきもちょっとおっしゃいましたけれども、できるならば移転をする、問題があればその問題をどう解決していくかこれから考える。

つまり、前にしか向いていない。私は非常に、何というんでしょうか、問題解決能力のある大臣だと思っておりますので、問題を見付けたら解決していくと、こう前にしか向いていらっしやらないというふうな印象を持っています。この発言を見ていると、どう見ても移転ありきしか見えな

いんですが、現時点での移転に対する御見解をお聞かせください。  
○国務大臣(河野太郎君) 何度も申し上げているように、いろいろなテストをやっておりますので、そのテストの結果を見てしっかりと判断をしていきたいと思っております。

さつきの三木さんの御質問にもありましたように、アリバイづくりで、断るためにテストをやるわけではないということをはっきりさせておきたいと思っております。様々な御提案を地方自治体が考えて、様々な提案が出されたが、それを頭の中で考えてお断りをするというのは、それは地方に対して失礼だろうというふうには思っております。それなりの準備と意気込みで御提案をいただいたわけですから、それをきちんと検証して、可能性があるならばそれを旨とするというのは、私は提案を受けた国として当然のことだと思えますし、私の担当としてこの消費者庁が挙がってまいりましたので、この消費者庁の御提案には真摯に向き合っており、どういう課題があるのか、それを整理をし、その課題が解決できるものなのかどうなのかしっかりと考えて、その上でいろいろ判断をしていきたいと思っております。

○安井美沙子君 頭の中だけで考えるのは良くない、実証実験をした方がいいというのは、必ずしもそうではないと思えます。

私は、先ほど申しましたように、地方はそれぞれの中央省庁の仕事の本質を必ずしも理解しているとは思いませんし、業務の詳細なものを理解しているとも思えません。それは能力がないからではなく、役割分担が違うからです。そういったものを本質的に知らない上での提案について、当然中央の方で、国の方で、それはやっぱり明らかに違うとか、この機能はどうしても国に残さなければいけないということは自明の理も幾つかございます。全て検証すればいいというものではない。検証の仕方によってはミスリーディングな結果が出てくることもあるということも申し添えたいと思えます。

最近、そのほかにも河野大臣が、羽田と伊丹とかハブ空港を結ぶだけではなく、地方の空港同士で、LCC等で直接結ばれていけば地方創生に資するとか、あるいはテレワークを導入することによって働き方改革に資するとか、こういった発言がありました。

河野大臣は、いろいろ内閣府担当大臣として消費者行政、また働き方改革、行革、独法改革、また地方創生という命題も与えられているわけですが、消費者庁の移転判断における優先順位というのはこれらの命題の中でどこにあるとお考えですか。

○国務大臣(河野太郎君) 消費者庁を移転するかどうかというのは、消費者庁に期待されている役割を果たせるかどうかというのが一番大事なことだと思います。仮に消費者庁が移ることによって地方創生が物すごく進むということがあっても、消費者庁が期待された役割を果たせなければ、それは残念ながら移転するというわけにはいかないのだと思いますので、消費者庁がもし仮に移転することになれば、それに付随していろんなメリットも出てくるかもしれませんが、まず私として考えなければいけないのは、この消費者庁に期待されている役割がきちんと果たせるかどうかということを確認した上で、ほかにメリットがあればそういうメリットもあるよねというところになるわけでございます。

○安井美沙子君 今の御答弁を聞いて安心いたしました。それがもちろん一番大事なはずで、消費者行政を減速させてはならないんです。

そこで、移転の可能性を検討する際に、中央に残さなければいけない機能は何だとお考えでしょうか。そして、その結果、現時点での御判断で結構ですけれども、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、それぞれの部署や職員の数ほどのぐらいの割合が中央に残留することになるとお考えでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) 余り、ここは持っているくないんだということを最初に私は考えたくなはな

かと思っております。それから、細かく見るといろんなものがあるのかもしれないので、これは、この七月にどういう業務を持っていくかという中で、これは大丈夫なのかどうかという判断をきちんとした上で、ちよつと難しいよねというのは七月のテストでは置いていこうというふうには思っているところがございます。最初からこれはちよつと無理だというのはなるべく少なくして考えたいというふうには思っております。

○安井美沙子君 検証、実証テストの考え方として、私、それは正しいと思えます。ただ、既に、何というんでしょうか、消費者庁の性格からいって地方に持っていけないものというのは明らかであります。石破大臣も四月四日の参議院決算委員会、消費者庁について、危機管理の部門というのはきちんと中央に残さねばならないのではないかとこのことを言っておるところでございますというふうな答弁されています。こういった部分は、検証しなくてももう分かり切ったことだと思えます。

それから、国センの相談業務一つ取っても、相談の解決やあつせんんの過程で事業者との交渉というのが出てきます。対面交渉は最近でも年間二百回以上行われている。欠陥商品を前にして欠陥を否定する事業者というのには好意的でない場合が多いわけですから、対面交渉が必須になります。テレワークでもめ事の交渉をするというのは非常に難しいし、かといって徳島に出てこいという催促をするのも大変難しいと思えます。

他省庁との調整、連携にしても、見解が対立することは大いにあるわけですね。商品を所管する経産省と消費者庁が交渉するときに対立する。こういった対面交渉は年間三百回を超えるそうです。お話し移転で行った在京職員との打合せならテレビ会議はオーケーだと思います。しかし、対立事案というのはテレビ会議ではできません。こういったことも元々実証しなくても分かり切っていることですから、この辺は分かっていた

だきたいと思ひます。

さて、その上で、七月の現地での検証を経て今年八月末までに移転するかどうかを決めることになつてゐるわけですが、この七月の検証のポイントですね、何を確認して最終判断するといふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) 今という業務を持つていけるかというところを選んでゐるところでございまして、それぞれの業務を徳島で行うに当たつて、障害があるかどうか、あるとすればどんな障害で、それはどういうことでクリアできるのかということをしつめていきたいと思つております。

○安井美沙子君 いろいろ消費者行政に関わつてゐる方々からの懸念の声が上がつてゐます。この前実証実験した研修にしても、商品テストにしても、移転によつて支障が出る可能性は枚挙にいとまがない。もし実証実験をするならば、こうした消費者行政のエッセンスとも言える部分は、私は全部やつてみないといけないと思ひます。事故の処理なんというのは実験はできません、実際に事故が起きてゐないので。例えば、そのときにちよつと事故が起つたら、そこでやつたらどうなるかというのは恐ろしい実験ですけれども、そういった本場の消費者行政の中核の部分を実験できない限りは、私は実証実験にはならないと思ひます。

ですから、最初に申し上げたように、当たり前のことを当たり前に考へて、これまでの消費者行政を振り返つて、本当にこれが地方移転にふさわしいものなのかどうかある程度は頭で考へてもらいたいと思ひます。

徳島は、私は、全く地方としてすばらしいところだと思つておりますし、徳島が悪いと言つてゐるわけではございませんが、消費者行政というのは絶対に動かしはけない省庁だといふふうには思つてゐます。是非、消費者庁をつくつたこれまでの経緯、そしてそこに込められた思い、ようやく蓄積しつゝあるノウハウ、人材、これまでに制

定、改正した十本の法律等をよく振り返つていただきたいと思ひます。

今審議中の特商法や消費者契約法も、せつかく成立しても、徳島に移転したら施行の場面で支障が出ないのか、大変心配です。現地での中途半端な検証でミスリーディングな結果を生むようなものはむしろやめて、東京で消費者行政に深く関わつてきた方々の意見をよく聞いて、間違ひのない判断をしていただきたいと思ひます。

そして、さつき三木委員のお話を聞いていて思ひましたけれども、来てみなければ分からないといふふうには思ひます。参議院選挙が終わつてからでも結構です。どうぞ検討いただけますように、委員長、お諮りをお願いいたします。

○委員長(熊谷大君) その件に関しましては、後刻理事会で協議させていただきます。

○安井美沙子君 なる申し述べてまいりましたが、到底、消費者行政に関する移転による懸念といふのを全て表明することは時間の関係でできません。しかし、このまま国会審議の機会を経ずに八月になし崩し的にこれが決まってしまうようなことがあれば、私は非常に後悔をすることになると思つて、今日は強く私の意見を述べさせていただきます。

何も私は、誰かに頼まれてやつてゐるとか、何か自分に利害があるとか、そういうことは一切ございせんが、せつかくのこれまでの消費者行政、消費者庁の皆さんも、国民生活センターの皆さんも、消費者委員会の皆さんも、必死で司令塔としての機能を構築しつゝある今、この今までの蓄積を無にするようなことがあつてはいけませんし、更に前に進んでいくべき課題がたくさん残つてゐますので、是非そのことを、河野大臣、念頭に置いて賢明な御判断をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○森本真治君 民進党・新緑風会の森本真治でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

今回の法案二法でございますけれども、提案の背景として、高齢化社会の進展による犯罪被害が複雑化しているといふようなこと、悪質事業者の手法もどんどんと巧妙化しているといふ問題意識の中で提案をされたといふことで理解をしております。

消費者契約法は平成二十三年の施行といふこと、既に十五年が経過している。特定商取引法についても、これは平成二十年の改正が行われて、五年後の見直し規定で今回提案をされてゐるといふふうには理解をしておりますけれども、大変長い間、時間が掛つたなといふふうには思つております。この間も非常に大きな社会問題となつてゐる消費者被害に対して、消費者庁、大変のんびりして今回私は提案をされてゐるといふふうには思つております。

その辺り、なぜここまで時間が掛つたのか、大臣、今回の提案までこれだけ時間が掛つたことについて、どのように認識を持たれてゐるか。

○国務大臣(河野太郎君) 消費者契約法といふのは、あらゆる事業分野を対象とする包括的な民事ルールでございますから、見直しによる影響を含めて、やはり丁寧な検討を行う必要があるんだらうといふふうには思つております。消費者契約法の運用状況といふのをまず消費者庁が確認をした上で、平成二十六年八月五日ですか、消費者委員会に諮問をいたしました。消費者委員会では、消費者契約法専門調査会で合計二十四回の審議を行つていただいたわけでございます。

また、特商法につきましては、平成二十年改正の際に、施行後五年を経過した場合の検討を政府に求めるいわゆる見直し条項というのが設けられておりましたが、今回の改正については、施行後五年経過した直後の平成二十七年一月に消費者委員会に対して同様に諮問をしております。

消費者委員会から今年一月に答申をいただきました。速やかに法制化作業を行つて今年三月に提出をさせていただきます。

この法案の重要性に鑑みて、所要の検討をしっかりと行つた上で適切な時期に国会に提出をさせていただきます。いただいたものと思つておりますが、昨今のIT化なんといふものを考えると、世の中のスピードというのは以前に増して速くなつておりますので、今後はそうしたスピードに合わせつつも対応できるように考へてまいりたいと思ひます。

○森本真治君 丁寧な議論、消費者委員会の方でもしていただいた、調査会の専門家の皆さんにも議論をしていただいたことを当然肯定するわけではございません。

大臣もいみじくも今御答弁いただきましたように、ただ、やはりもう一方で、今のこの時代の流れに対してスピード感も持つて取り組んでいかなければならないといふようなところも当然重要であります。悪質事業者、例えば、じゃ次の改正まで、今回は積み残しありますね、先送りになつたような中身たくさんありますね、そういう部分の間にもやり得といふようなことを与えてしまふといふことも、もう一方でこれ大変難しい問題。

丁寧にならなければいけない部分とスピード感といふ大変難しいところがありますけれども、やはり私は、そこはこれまで以上に現状認識、危機感を持つて加速化していただきたいといふことも申し述べたいと思ひます。

今回の提案では五年後の見直し規定というようなくともありますけれども、この間もいろいろと委員の方からも発言がありましたように、やはり本来であればこれも私も修正をしたい気分ではあります。しつかりと、この五年という見直し規定にとらわれずに、事の重要性などに鑑みれば、速やかに様々な法の整備といふことも更にやつていく必要があると思ひますけれども、その辺りについてもお考えをお伺ひします。

○国務大臣(河野太郎君) 確かに、特商法につき

ましては五年後の見直し条項というのがござい  
ますが、これは五年たたなきや見直ししちや駄目よ  
というわけではなくて、必要ならば五年を待たず  
にしっかりとやるというのが大事だと思っております。

委員おっしゃるように、やはり時代の流れに  
沿ったスピード感のある対応というのが必要だと  
思いますので、これは見直し条項はございます  
が、その前にやりたいと思っておりますし、消費  
者契約法につきましては、残された論点につきま  
して消費者委員会が引き続き検討をして答申をし  
ていただくということになっておりますので、そ  
れを受けて次の作業に入っていきたいというふう  
に思っております。

○森本真治君 消費者委員会、今日来ていただき  
ました。今大臣からも前向きな答弁をいただいた  
と思います。調査会も速やかに再開をしていただ  
きたいと思っております。具体的にいつから再開する  
というお約束、さらに答申いつまでにします、約束  
していただきたいと思いますが、御答弁願います。

○政府参考人(黒木理恵君) 消費者契約法に関し  
まして、消費者契約法専門調査会の報告書では、  
今後の検討課題として、勧誘の要件の在り方、あ  
るいは困惑類型の追加、不当条項の類型の追加  
等々が指摘をされているところでございます。

これらの検討課題として引き続き検討を行うべ  
きとされている論点につきましては、消費者委員  
会の本年一月の答申書において、更なる検討を加  
えた上でできる限り早く答申を行うということに  
しているところでございます。

したがって、これらの課題に関する必要な  
調査分析を実施した上で、本国会における御審議  
も踏まえまして、なるべく速やかに専門調査会を  
委員御指摘のとおり再開をさせていただいて、い  
つ終わるといのは、委員の先生方にこれから再  
開して御議論をしていただくところでございま  
すので、私の方から区切るということを控えさせ  
ていただきますけれども、諮問が二十六年八月とい

うこととございますので、それとの関係を考えま  
しても、そんなに遠い先でということではなく、  
速やかに答申まで御議論いただけるものというこ  
とで考えてございます。

○森本真治君 もちろん、答申はそれぞれの委員  
の皆さんの議論を見守らなければいけません。再  
開するまでの環境づくり、準備をしっかりと行っ  
ていくというところで、そこについては速やか  
に、これは消費者委員会の仕事ですから御答弁  
できると思っておりますので、約束してください、い  
つ。

○政府参考人(黒木理恵君) 再開に向けての準備  
で事務方では既にもう始めております  
ので、国会の御審議を踏まえて、なるべく早く専  
門調査会自身を立ち上げて再開をさせていただき  
たいというふうに考えてございます。

○森本真治君 ちょっと専門調査会のことです少  
気になることがあるので、これについての確認を  
させていただきます。

一昨日、吉田委員も御指摘をされましたけれ  
ども、この専門調査会で、P I O N E Tは立法の  
根拠たり得ない、信頼性に欠けるといような議  
論があったということが吉田委員が指摘されまし  
た。

ちょっとその辺り、詳細、どのような指摘が  
あったのか、なぜこのP I O N E Tは立法の根  
拠たり得ないというふうな主張をされているの  
か、消費者委員会の方、御説明いただきたいと思  
うんですが、今分かりますか。

○政府参考人(黒木理恵君) 済みません、ちょっ  
と十分に整理し切れるか分かりませんが、P I O N E Tの  
情報の根拠の有無というように、信頼性、  
立法の根拠の有無というように、委員の先生方の中  
から様々なお立場での、もう少し  
考える必要があるのではないかと御意見もあ  
りましたし、いや十分であるというふうな御意見  
も双方ありまして、審議の過程でいろいろな御議  
論があったということとございます。客観性と  
か、あるいはP I O N E Tの情報自体の分析と

かをもう少し工夫していくべきではないかとい  
うような御議論もございました。そのような様々な  
御意見があったということであると思っております。

○森本真治君 大臣は吉田委員への御答弁で、こ  
のP I O N E Tの信頼性がないという議  
論にはならないだろうと思っております、それは間  
違った前提での議論であるというふうに思っており  
ますという御答弁を昨日させていただいており  
ますね。

この調査会でこのような、議論の前提として、  
私は、大変大事なこのP I O N E Tという、ま  
さにこれ、消費者行政をこれから進めていくため  
の一番根幹に関わる部分がちよつと否定をされて  
いるようなこの現状に対して、大臣、再度お考え  
をお伺いします。

○国務大臣(河野太郎君) P I O N E Tの情報  
は、相談者からの申出情報でございますが、専  
門性を有する相談員が事実関係を聴取、チェック  
してシステムへ入力した後に、地方公共団体の職  
員が精査、決裁した上で登録をされているという  
ことを考えれば、相応の信頼性があるというふう  
に考えております。

また、同じような相談情報が多数登録された場  
合は真実性がより高いものと認められ、十分に信  
頼性を有すると判断されますし、この情報、P I  
O N E Tの情報を基に政府、各府庁が立法を  
行ってきたところでございますので、この情報が  
信頼がないということはあり得ないわけござい  
まして、今後そのような前提で議論が行われたと  
きは、政府として承服しかねるということをき  
ちんと申し上げてまいりたいと思っております。

○森本真治君 もちろん、これ、調査会の答申と  
いうことが、全て政府の方でそれに従って法案の  
立法作業を行うというふうなことでもないという  
ふうにも思いますが、少なくともこの調査会での  
議論の中で、私は、ある程度、政府の立場、消費  
者庁の立場という中で、このP I O N E Tの信  
頼性の部分、ここから議論が始まっていって、

さつきも丁寧にと言いましたけれども、議論され  
ると言いましたけれども、議論が行われないとい  
うことで延びてしまうということは大変心配をす  
るわけですね。

私、この調査会の仕組み、余り理解できていま  
せんけれども、大臣、是非、今度再開をするとき  
に、この辺りのところで議論が停滞してしまうこ  
とは大変私は危惧しますから、何らかの形でやっ  
ぱり意見を表明する、結論に対してということでは  
なくその前段です、意見を表明するような  
方法をちよつと考えていただきたいと思ってい  
ます、お考えをお伺いします。

○国務大臣(河野太郎君) このP I O N E Tの  
信頼性につきまして、その前提条件が疑わしいと  
いうことであるならば、これは私自身がそこへ出  
向いて、そんなことはないということをはっきり  
申し上げたい、それは政府の意見として申し上げ  
たいと思っております。

○森本真治君 そこは消費者委員会の方の、やっ  
ぱり調査会を仕切る側としても、ちよつとそこら  
辺の状況を把握しながら、消費者庁の方にもしっ  
かり報告をして、しっかりと連携を取っていただ  
きたいというふうに思います。

特商法のことについてお伺いをします。  
今回のこの特商法の調査会での答申をちよつと  
見させていただいたんですけれども、この前提と  
して、近年、事業者の口口の複雑化、巧妙化、被  
害者の高齢化等により、特商法の行政処分による  
必要な違反認定を行うための証拠の確保が困難と  
なってきたというふうなことが指摘をされて  
います。本法案では、この点についてはどのよう  
に対策を取られたのでしょうか。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げま  
す。  
近年、違反事業者の口口の複雑化、巧妙化によ  
り、行政処分先立つ行政調査におきまして、従  
業員等からの供述聴取は必要不可欠なものとなっ  
てきております。現行の特商法の執行におきま  
して、事業者の従業員等からの供述は任意の協力を

よって得ておりますけれども、事業者から供述することの法的根拠を求められるなどの抵抗が行われ、スムーズな調査や執行に支障を来す事案が発生してきております。

このため、本改正法におきましては、行政調査の権限として質問に関する権限を追加しております。質問に答えなかつた者や虚偽の回答をした者に対しては罰則が科せられることとなります。また、本法案では、立入検査等の行政調査に対する妨害があった場合の罰則としまして、これまでの罰金刑に加えて新たに懲役刑を導入することとしており、これにより検査妨害に対する抑止力が更に高まるものと考えております。これらによって十分な対応を行うことが可能になるといふふうに考えております。

○森本真治君 いわゆる抑止力を高めてとか罰則規定を強化するということは、それによってある程度プレッシャーを与えようということだといふふうに思いますね。

ただ、そもそも悪質事業者、悪質なことをするわけでございますから、その人たちの道德観とか、そういうところのことも考えたときに、本当にこの罰則を強化するようなことがどこまで、決して無駄だといふふうには言っていないかもしれませんけれども、効果があるのか、それだけで十分なのかといふようなことも思いますね。

いろいろなこういう調査をしていく人材面、人員確保であったり専門性の向上などをこれを機に強化していくというふうなお考えはあるんでしょうか。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。委員御指摘のように、この法律を執行していくためには、国もそうでございますし、都道府県においても権限を持っております。消費者庁といたしましては、研修等を通じてこれまで以上にしっかりと人材面等についても支援をすることともに、自らもしっかりと対応していこうという決意でございます。

○森本真治君 その人材の強化というふうな観点で、ちょっとこの数字、事前にもらつていて、今お手元になかつたら後ろの方出していただきたいんですけども、消費者庁における特定商取引法の執行状況ですね、処分事業者に対しての数字をいただいております。平成二十一年度から二十七年の数字をいただけますか。

消費者庁での執行状況、合計の件数と関東甲信越での件数、さらにその関東甲信越の中で東京都の件数を教えていただけますか。

○政府参考人(川口康裕君) お答え申し上げます。消費者庁が設置された平成二十一年九月から平成二十八年三月までの間、特定商取引法に基づき消費者庁が行政処分を行った事例から事業者の所在地が不明であるものを除いた八十九件の地域別の内訳を見ますと、関東甲信越エリアが五十七件でございます。この五十七件の内訳でございますが、東京都五十一件、千葉県、神奈川県が各二件、茨城県、埼玉県が各一件となっております。

○森本真治君 しっかりとこの法律に基づいた対応ということ、これは自治体の方でも今後強化をしていただかなければなりませんけれども、消費者庁の方も役割がどんどんとなくなっていくわけではなくて、今後も更にしっかりと強化をしてもらわなければなりませんね。

その中で、これまでも消費者庁として取り組んできた圧倒的多数は、関東甲信越であったり東京都ということになりますね。これは、実際に全体のパイというか、どこまであるかとかいうようなことは、例えば調査に入つた件数などは、これはちょっと公表していないというふうな事前は何つておりますけれども、恐らく、これは東京都だけではなくて、消費者庁もしっかりと、引き続きやはり事業者の多いこの関東圏の対応を強化していかなければならぬというふうな思いです。

石破大臣に御見解をお伺い申し上げますけれども、(発言する者あり) 大変失礼いたしました、河野大臣にお伺いを申し上げますけれども、徳島から関東へ

のこのような対策、しっかりと対応できますか。徳島から出張に行つて、東京に来れますか。

○国務大臣(河野太郎君) 今御指摘いただいたようなこともございますので、どのようなことをテストをするかということを今慎重に検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、消費者庁に期待されている役割が果たせなければ意味がないわけでございますので、そこところはしっかりと考えながら検討してまいりたいと思っております。

○森本真治君 しっかりと慎重にその辺り検討していただかなければなりません。ただ、先ほど安井理事も指摘されましたけれども、そもそも、何というかな、テストをすること自体は否定しませんが、このようなケースで、じゃテストをすることになったときに、ただ、実際にこれは事業者がいて、消費者がいて、被害に遭っている人がいるということもテストすること自体には私は大変違和感がありますね。本当に、じゃ、それでテストが失敗したといたつたら、その被害に遭つた皆さんはどうなるんだというふうなことを私は大変危惧するわけでございます。

ですから、この辺りについては、頭だけで考えるのがどうかというふうな河野大臣の話もありまされども、やはり実際に生活が懸かっている皆さんをある意味で、言い方は悪いですが、犠牲にするようなテストということを私はしていただくことについては非常に違和感を覚えるわけでございます。しっかりとその辺りについても御検討をいただきたいと思います。

インターネット通販において、メールアドレス以外の連絡先が不明な事業者も多いということ、本法案で所在不明の事業者に対する公示送達による処分を可能とするように今回なるということでございます。実際これでどのぐらい、何というか、効果が上がつていくのかということも確認をしなければいけないと思っておりますけれども、まず、この処分書はどこにどのぐらいの期間掲示するのかということですね、また、これにおいてど

のように効果が上がっていくというふうにお考えなのか、お伺いします。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。御指摘のように、今回、特定商取引法改正法案では、所在不明の事業者への対策として公示送達を導入することになっております。これにより、所在不明な事業者への処分は迅速化できるのでございますけれども、国内の事業者だろうということであれば、手続の期間はございますが、それを除きますと、行政庁です、消費者庁等でございますけれども、二週間、処分書、取りに来るといふことであればお渡しするということ、その二週間が経過いたしますと、処分書が届いたということでは、効果が発するという運用になります。

それとともに、インターネット検索事業者とかあるいはプロバイダー、あとクレジットカード事業者に対して、これまでも、例えばでございますけれども、プロバイダーであればネットから見れないようにしてくれとかそういう削除の要求とかをしておりましたけれども、その協力のところが、今回これで、公示送達によって処分が早くできれば、今後新たな消費者被害というのが防止されるということでは効果があるというふうな考えでございます。

○森本真治君 これは、期間です、裁判所で手続なんかをする期間が短くなるということ、これによって例えば件数が増えていくということなどはあるんですかね、この制度を導入することによって、これまで以上に。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。例えばでございますけれども、一概にはどういふとは言えないと思っておりますけれども、かなりプラスの効果があると思われまして、処分をしっかりとできるということは、短期間に迅速にできますし、これまでですと、例えば裁判所において公示していたら処分をするということであれば、

事例によると思えますけれども、三、四か月とか掛かることはあるということですが、これですと、消費者庁として内部の手続を除けば二週間ということ、その処分効果が、公示すれば処分書が届いたということになりますので、そういう事務的な効率化というのが図られますので、その分、新たな行政処分への対応等というのには振り向けられるかと考えております。

○森本真治君 分かりました。しっかりとこれで更に成果が上がっていくように期待もさせていただけますか。

ちよつと時間が迫ってきたので、幾つか各論的な話になりますけれども、確認をちよつとさせていただきます。残りの時間ですべていただきたいと思えます。

特定継続的義務というので、今回、美容医療契約への拡大ということが、これ専門調査会の方から答申がされていることだと思えます。この美容医療契約のトラブルが多発しているということ、提言をされているということだと思えます。すけれども、ちよつとその辺りの、今後これをどのような適用対象としていくかというところの御説明をいただけますでしょうか。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。

特定商取引法は、施行令で指定された長期継続的なサービスの提供を行う高額の取引を特定継続的義務提供として定めまして、不当な勧誘の禁止等の行為規制やクーリングオフ等の民事的な措置を規定しているものでございます。一定期間以上の期間にわたる継続的に提供される美容医療契約につきましても特定継続的義務と位置付けられるべきであるとの取りまとめが内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会で行われたものでございます。

PIONEERに登録されました契約解除や販売方法に関する美容医療契約の消費者相談で相談概要から契約期間が判明したものを分析しましたところ、一か月を超える契約に関する相談が大半

でございます。これを受け、同専門調査会においても一か月を超える契約を対象とすべきとの意見も複数出されているというふうに承知してございます。このような議論を踏まえまして、消費者庁といたしましては、今後、対象となる契約の期間や具体的な施術の範囲等特商法施行令で定めるべき事項につきまして、関係する事業者等の意見を聞きつつ、更なる検討を行ってまいりたいと考えております。

また、一回限りの施術についても消費者トラブルが多発していることは承知しております。これにつきましても、特定商取引法の特定継続的義務として規律することは困難ではございませんけれども、関係機関と今後の対応を協力してしっかりと図ってまいりたいと思っております。

○森本真治君 この美容医療契約のトラブルで、先ほど御答弁いただいたように、やはり一回の施術で終わるような契約の中でのトラブルというのも非常に多いという中で、いろいろと今後もそこについて、この特定継続的義務には該当しないけれども何らかのことを考えたいということでございます。すけれども、ちよつとその辺り、もう少し細かく、細かいというか、具体的にどのように対応を主張していくようなことが考えられるのか、消費者庁として今現時点で思われているか、お伺いしたいと思えます。

○政府参考人(井内正敏君) 現在、こちらの、先ほど申しました一回限りの提供であつて特定継続的義務として難しいという問題につきましても、既に厚労省の方でも検討を始めていますということ、それについて消費者庁としてもしっかりと注視してまいりたいです。一緒に協力してまいりたいというふうに考えております。

○森本真治君 さちんと会議録に残したいんで、今からちよつと読み上げる質問、まとめて御答弁いただきたいと思えます。

消費者契約法の方です。消費者契約法の第十条、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の中込み又はその承諾の意思表示を

したものとみなす条項」というのが今回新たに追加されていることに關して、この十条の改正、広く企業実務で利用されている定期購読、定期購入、一定期間の無料体験など、消費者にとつても利便性の高いサービスに影響が出るのではないかと心配する声が上がっている。この改正は、従前の第十条に単に例示を追加したものであり、改正前に第十条に該当しなかつた契約条項は改正後も第十条には該当しないという理解でよいからということが一つ。

さらに、二つ目。この「新たな消費者契約」という文言になっているところで、例えば、購読終了の御連絡がない限りは本定期購読サービスは有効に継続し、毎月雑誌をお届けしますというような契約をあらかじめ消費者の同意の下に交わしているような場合には、新たな消費者契約ではないので同例示には該当しないという理解でよいのか。

もう一つ、済みません。この十条の例示で想定しているのは、消費者があらかじめ何ら認識していない不意打ち的な条項であり、広く企業実務で利用されているような契約条項を規制するものではないと考えるが、条文では必ずしもその点が明らかではなく、事業者にとつても消費者にとつても誤解がないよう丁寧な解説が必要であると思われるか。

この三点、済みません、端的にお願いします。○政府参考人(井内正敏君) まず、今回第十条に示したものは例示でございますので、改正前に第十条に該当しなかつた契約条項、改正後も第十条には該当しないというふうなことにつきましても、議員御指摘のように、例示を追加したものであり、規律の実質的な内容は改正の前後で変わらないうふうなことを考えております。

また、定期購読の件につきましては、委員御理解のように、例示には該当しないというふうなことを考えております。

○森本真治君 最後、丁寧な解説。○政府参考人(井内正敏君) 承知いたしました。

第十条の改正内容に關して丁寧に解説すべきだという委員の御指摘でございますが、まさに消費者庁としましてはそう考えておまして、改正内容について丁寧な解説が必要と考えております。逐条解説やパンフレット等につきましても、事業者や消費者などにとつても分かりやすく丁寧な解説になるよう工夫してまいりたいというふうに考えております。

○森本真治君 終わります。

○委員長(熊合大君) 他に御発言もないようです。から、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。まず、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊合大君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。この際、三木君から発言を求められておりますので、これを許します。三木亨君。○三木亨君 私は、ただいま可決されました特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、日本共産党、日本のところを大切にする党、社会民主党・護憲連合及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に当たって、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、「特定権利」制度の運用に当たっては、特定商取引に関する法律における「役務の提供」と「権利の販売」の概念を明確化し、規制のすき間が生じないよう措置すること。その後もな

お、規制のすき間が生ずる事態が認められた場合には、速やかに、「商品」「役務」「権利」という三分類の枠組みを撤廃することも含めた見直しを検討すること。

二、悪質事業者に対する法執行の強化と行政処分に伴う消費者利益の保護を実効性あるものとするため、国及び都道府県の執行体制の強化に向けた連携等の措置を講ずるとともに、悪質事業者の違法収益のはく奪に向けた制度的検討を引き続き行うこと。

三、本法に基づき都道府県知事が行う業務禁止命令が、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案に適切に対応するものとなるよう、「平成二十七年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえて、都道府県の行政処分の効力の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

四、高齢者等に対する訪問販売及び電話勧誘販売による被害の未然防止が喫緊の課題であることに鑑み、法執行の強化等の対策を推進し、特に平成二十年改正で導入された再勧誘の禁止を遵守させるとともに、事業者による自主規制の強化を促すこと。また、引き続き高齢者等の被害が多発した場合には、諸外国の取組等も参考にしつつ、勧誘規制の強化についての検討を行うこと。

五、インターネット取引に係る消費者被害が大きく増加しているという消費者相談現場からの意見があることに鑑み、消費者被害の実態を調査した上で、通信販売における虚偽・誇大広告によって消費者が誤認して契約締結に至った場合の実効的な救済措置について検討を行うとともに、引き続き事業者に対して、特定商取引に関する法律を始め、不当景品類及び不当表示防止法などに基づき、表示義務の徹底や虚偽・誇大広告に対する厳格な執行を行うことで消費者被害の未然防止を図ること。

六、特定商取引に係る消費者被害の未然防止及

び救済を効果的に推進するため、本法の施行状況及び消費者被害の発生状況を踏まえ、新たな消費者被害の発生が認められるなど見直しの必要が生じた場合には、本法の施行後五年を待たず、適時適切に見直しを行うこと。

七、地方公共団体における消費者被害の未然防止及び救済に向けた取組の推進のためには、消費生活センター等の相談体制の質的向上及び地方消費者行政と民間関係者との連携の強化が重要であることに鑑み、地方消費者行政推進交付金の継続を含む財政支援並びに消費生活相談員及び担当職員の研修機会の提供を国の責任において措置すること。

八、特定商取引に係る消費者被害の調査・分析に当たっては、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIONEER)に蓄積された情報を今後の法改正に一層活用できるように、関係機関に対し、登録情報の分析力の向上を促すこと。

右決議する。  
以上でございます。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(熊谷大君) ただいま三木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(熊谷大君) 全会一致と認めます。よって、三木君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、河野内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。河野内閣府特命担当大臣。  
○国務大臣(河野太郎君) ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいりたいと思っております。  
○委員長(熊谷大君) 次に、消費者契約法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(熊谷大君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、森本君から発言を求められておりますので、これを許します。森本真治君。

○森本真治君 私、ただいま可決されました消費者契約法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民進党、新緑風会、公明党、日本共産党、日本のこころを大切にする党、社会民主党、護憲連合及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

消費者契約法の一部を改正する法律案に  
対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法及び消費者契約法の内容について、具体的にどのようなものが取消や無効の対象とどうも理解しやすいよう、消費生活相談事例や事業者の実務実態を踏まえた上で、逐条解説等において丁寧に解釈の明確化を図るとともに、消費者、事業者、地方公共団体における消費者行政担当者及び消費生活相談員並びに各種の裁判外紛争処理機関等に十分周知し、消費者や事業者の混乱を招かないようにすること。

二、消費者被害を防止することにより、被害で失われたであろう金額が正当な消費に向かうことが健全な内需拡大に資することに鑑み、消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書において、今後の検討課題とされた論点については、消費者契約に係る裁判例、消費生活相談事例、様々な業界における事業者の実務実態等の調査・分析に基づき、健全な事業活動に支障を来すことのないよう配慮しつつ、消費者の安全・安心に寄り添って検討を行

い、国会における審議も踏まえて、本法成立後遅くとも三年以内に必要な措置を講ずること。

三、消費者契約法の定める民事ルールによる消費者被害の防止及び救済の実効性を確保するため、適格消費者団体による差止請求権の拡充及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の円滑な施行と実効的な運用に向けた施策を実施するとともに、これらの制度の担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政面の支援及び全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIONEER)の配備等による情報面の支援その他適切な支援を行うこと。

四、消費者被害の迅速かつ適切な解決を図る観点から、国民生活センター及び地方公共団体における消費生活相談・あつせん体制を充実・強化するため、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する十分な研修体制の構築、消費生活相談員の処遇の改善等による人材の確保、その他必要な施策を実施すること。また、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島県への移転については、本法等消費者庁所管の法令の運用に重大な影響を与えかねないため、慎重に検討すること。

右決議する。  
以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。  
○委員長(熊谷大君) ただいま森本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(熊谷大君) 全会一致と認めます。よって、森本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、河野内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。河野内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(河野太郎君) ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいりたいと思っております。

○委員長(熊谷大君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会